

建設工事に係る設計、調査、測量業務の契約保証金について

1 目的

建設工事に係る設計、調査、測量業務の履行を確保するため、委託金額が一定金額以上となる場合は契約保証金の納付を求めます。

2 契約保証金の概要

対象となる業務

委託金額が300万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量業務。

(1) 周知方法

入札案件ごとに、入札公告または指名通知等に契約保証金を求めるか又は免除するかを明記します。

(2) 契約保証金の割合

委託金額の100分の10以上の額とします。

(3) 契約保証金の納付方法

次のいずれかの方法により納付します。

- ① 現金による納付(契約検査課で納付書を作成します。)
- ② 金融機関の保証
- ③ 前払金保証事業会社の保証
- ④ 公共工事履行保証証券(損害保険会社による履行保証)
- ⑤ 履行保証保険契約(損害保険会社による履行保証)

(4) 契約完了後の契約保証金

契約に基づく履行が完了したとき、契約保証金を次のいずれかの方法により返還します。

- ① 現金により納付された場合、受注者からの「契約保証金還付請求書」により、口座振込手続きにより還付する。
- ② 銀行保証の場合、当課が交付した「契約保証金(保証書)受領証」の提出により保証書を還付する。

※前払金保証事業会社の保証証券、履行保証証券、履行保証保険は還付しません。

3 契約保証金制度の周知方法

当課のホームページ「入札・契約制度」に、この制度の案内を掲載し、受注者へ周知します。

4 適用日

平成25年7月1日以後に契約を締結する業務から適用します。